

山口県報

平成19年
2月13日
(火曜日)

目次

告示

新たに生じた土地の確認の届出(柳井市)(市町課).....一

土地改良事業施行の同意(農村整備課).....二

土地改良事業計画変更の同意(農村整備課).....二

保安林予定森林(秋芳町)(森林整備課).....二

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所(森林整備課).....二

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....三

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....三

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....四

土地改良区の解散の命令(農村整備課).....四

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)の換地処分(農村整備課).....四

県営野道地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....四

選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正.....五

山口県告示第六十七号



地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、柳井市長から柳井市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年十二月二十一日確認

した旨の届出があった。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

柳井市阿月字竹之浦一・二八の三から同字一〇七五の二に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点から八〇度二分一五秒一四一・三三メートルの地点を中心とする半径一四一・三三メートルの円で9の地点と10の地点を結ぶ南西側の円弧、10の地点から二四度三五分〇〇秒一五八・六七メートルの地点を中心とする半径一五八・六七メートルの円で10の地点と11の地点を結ぶ北東側の円弧、11の地点から六三度三分四〇秒一四一・三三メートルの地点を中心とする半径一四一・三三メートルの円で11の地点と12の地点を結ぶ南西側の円弧、12の地点から15の地点までを順次結んだ線及び1の地点と15の地点を結ぶ平成七年秋分の満潮位(D.L. +三・四四メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地一三、一七〇・七〇平方メートル

1の地点 柳井市阿月字長崎の長崎四等三角点(北緯三三度五三分三七・〇六五秒東 経一三二度〇七分四三・一九二秒)から三四四度四八分〇九秒四二八・四五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から五九度一九分四七秒九・六五メートルの地点
- 3の地点 2の地点から五二度〇二分〇〇秒一七・七八メートルの地点
- 4の地点 3の地点から六二度一八分〇一秒八・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二三度三八分二四秒一・九二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から六二度一八分〇四秒四・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から四八度四八分一六秒六・一七メートルの地点
- 8の地点 7の地点から六二度一八分〇二秒三・〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から七七度二分一四秒一〇・二六メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一四七度二四分三三秒一〇九・五七メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一三九度〇三分四九秒七九・三五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一二九度四八分一三秒一三・七一メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二六度〇一分三五秒三・四八メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二〇七度四五分四九秒八・四二メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二六度〇一分三四秒五一・〇三メートルの地点

山口県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十九年二月十三日

市町名	施行地区	事業の種類	山口県知事	二井 関 成
阿東町	片山地区	農道の整備	平成一九、二、二	

山口県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十九年二月十三日

市町名	施行地区	事業の種類	山口県知事	二井 関 成
山陽小野田市	沖開作地区	用排水施設の改修	平成一九、二、二	

山口県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 美祢郡秋芳町大字嘉万字半田東山七八九の一、二、字坂水西山九七六の一、九七六の三、九七六の三三、九七六の四七、一〇三四、一〇三五、一〇三六の一、字小吹一〇二〇の一、一〇二一の一、一〇二二の一〇、一〇二二の一八、一〇二二の二〇、一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四の一、一〇二四の三、一〇二七の一、一〇二八の一、一〇二八の二、字岸皮一〇五二の一五
- 二 指定の目的
- 水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、秋芳町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所	保安林とされた目的	変更に係る指定施業要件	森林所有者又は登記した権利を有する者	住所	氏名又は名称
山口市小郡上郷字鬼ヶ原上一四一九	土砂の流	立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種	山口市小郡上郷二八五四	小田 定信	
東一四二の一	字桂ヶ谷	"	"	"	"
三三の二	小郡下郷字洗川二	"	郷一八三四	田中 音一	
"	"	"	"	岡田 作一	
六五五の二三	字石ヶ坪	"	"	藤田 浩一	

二 通知の内容を掲示した場所

山口市役所

山口県告示第七十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があつた。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 人 氏 名

漁船損害等補償法第百十二条第一項の申出をする漁業協同組合

牛島加入区 光市大字牛島五五九

八四二

播元 哲雄 弘中 清

山口県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間

縦 覧 場 所

牛島加入区 平成十九年二月十三日から同月二十七日まで

山口県漁業協同組合



(六九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年三月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあつた年月日

平成十九年一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 宅老所ふれあい

代表者の氏名 小野 吟子

三 定款に記載された目的

高年齢及び障害者の自立支援に対して、家庭的な雰囲気の中で共同生活をするともに、地域住民との交流を深めて良好な生活環境づくりに寄与すること。

(七〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年三月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあつた年月日

平成十九年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人青い芽会

代表者の氏名 三戸 信代

一 申請のあつた年月日

平成十九年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人きょう・生

代表者の氏名 野村 和志

(七一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年三月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人森林の里

代 表 者 の 氏 名 吉田 正勝

主たる事務所の所在地 光市大字岩田一〇四二番地二二

(七二) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名 周防大島町

縦覧の期間 平成十九年二月十四日から同年三月五日まで

二 縦覧の場所

縦覧の場所 山口県農林水産部農村整備課

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七三) 土地改良区の解散の命令

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三百三十五条第一項の規定により、土地改良区の解散を次のとおり命じました。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

命令年月日

熊毛郡平生町土地改良区

平成一九、二、五

(七四) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第一換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十九年二月二日

二 換地処分の内容

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(七五) 県営野道地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営野道地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営野道地区ため池等整備事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成十九年二月十四日から同年三月五日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に関する報告書について、松林正俊後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（平成十八年山口県選挙管理委員会告示第七十二号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十九年二月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

松林正俊後援会に関する部分中 「第3 収入・支出」を
なし

「第3 収入・支出」			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	215,250円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	215,250円		
(2) 支出総額	215,250円		
(3) 翌年繰越額	0円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 寄附			
(ア) 寄附 (内容別掲)			
a 個人からの寄附	215,250円		
[寄附の内訳]			
ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	

松林 正俊	215,250円	長門市
(2) 支出の内訳		
ア 政治活動費		
(ア) 機関誌紙の発行その他の事業費	215,250円	
a 宣伝事業費	215,250円	

改める。

平成十九年二月十三日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）